漁業法 (昭和 24 年法律第 267 号) 第 16 条第 1 項の規定に基づき、まさば対 馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に関する令和 5 管理年度における数量を 次のように定めたので、同条第 4 項の規定に基づき次のとおり公表する。

令和5年6月23日

山口県知事 村岡 嗣政

まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に関する令和5管理年度(令和5年7月1日から令和6年6月30日までの期間をいう。)における漁業法第16条第1項に定める数量を、次のとおりとする。

- 第1 まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群
  - 1 都道府県別漁獲可能量

漁獲可能量 1,700 ʰ,

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
山口県さば類中型まき網漁業	1,360 by
山口県さば類その他の漁業	現行水準